

◎子牛のナックル

蹄の上の関節が正常の角度を維持できず、曲がったままの姿勢をとる先天性屈曲異常のことを、臨床現場ではナックルと言われています。ナックルの多くは蹄のつま先で着地し、重度なものは球節で着地することもあります。

原因

骨の成長スピードと筋肉や腱、靭帯などの成長スピードの不均衡、遺伝的な要因、子宮内における異常姿勢などが考えられています。また、ナックルは前肢球節に多く発生することが報告されています。

治療方法

① 内服薬（軽症の場合）

ロバキシン（筋弛緩薬）の投与で筋肉を緊張させている神経をしずめます。

② 物理的な伸長（軽症の場合）

ナックルが軽度で、つま先で着地できる場合、物理的な伸縮をしてあげます。

i 適度な力で屈曲部位を踏んで伸縮させます。

ii 歩ける場合は運動させます。

③ ギプス固定（軽症～重症の場合）

i 簡易的なギプスの使用（軽度の場合）

ナックルが軽症であるが、歩行や起立に難がある場合、フレックスストップスプリント（FSS）を使用します。ギプス固定に比べ着脱が容易であり、2～3日に1回締め直すことで伸縮を促すことができます。

ii ギプスの使用（重症の場合）

ナックル部分をまっすぐに伸ばし、患肢を固定します。目安としては2週間程度ギプス固定を行い、その後治癒判定を行います。ナックルが重症で2週間のギプス固定で完治しない場合は、再度ギプス固定を行う場合もあります。

④ 腱切断術（重症の場合）

ナックルが重症で起立困難な場合、浅深屈腱切断術やそれらの支持する靭帯を切断する方法です。手術後にギプス装着が必要です。

終わりに

子牛は元気なのに、ナックルのため廃用になってしまうのはとても残念です。

総合的に判断して治療方法を選択する事が大切です。迷った時は獣医師に相談してみてください。



◎ 第 7 回理事会報告 令和 3 年 2 月 25 日 (木) 午前 10 時南信酪農 3F 会議室

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1. 第 3 四半期監査報告とてんまつ処理について | 8. 理事との契約について |
| 2. 獣医師の採用について | 9. その他 |
| 3. 令和 2 年度決算見込みについて | |
| 4. 令和 3 年度事業計画・予算について | |
| 5. 外国人技能実習生監理団体移行に伴う補助について | |
| 6. 准組合員出資金の扱いについて | |
| 7. 第 73 回通常総会開催日程について | |

◎ 第 73 回通常総会開催について

令和 3 年 5 月 28 日 (金曜日) 南信酪農業協同組合 3 階会議室において通常総会を開催します。

新型コロナウイルス感染防止策を講じて行います。御参加をお願い致します。

◎ 4 月の屠場平日休業日のお知らせ

松本屠場 4 月 9 日 (金) です。

◎ 令和 2 年度第 3 四半期補給金のお支払い

対象期間	kg 当たり単価	経済預り金振込日
令和 2 年 10~12 月分	0.32083578 円	令和 3 年 2 月 25 日

◎ 酪農共済還元金のお支払

酪農共済加入 1 口につき

還元金	1,000 円	預り金振込日	令和 3 年 2 月 26 日
-----	---------	--------	-----------------

◎ 主な行事、予定

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 3/23 JA 畜産担当課長会議 | 4/1 長野畜振(株)棚卸監査 |
| 3/25 全国酪農協会理事会 | 4/8 長野畜振(株)取締役会 |
| 3/26 東海酪連臨時総会・理事会 | 4/7~8 決算監査 |
| 3/29 定例会 | |
| 3/31 理事会 | |

◎ 令和 3 年度南信酪農生産基盤対策事業について

以下の 6 つの事業を行います。

① 搾乳機器点検推進事業

(内容)

年 2 回ミルカ一点検を行った農家に対し、1 回あたり 20,000 円を上限に点検料を助成する。点検料を組合経由で精算した酪農家を対象とする。

(対象期間) 令和 3 年 3 月 1 日~令和 4 年 2 月 28 日

譲ります

○価格 要応談

○詳細（問合せ先）について

安曇野市堀金 青柳弘行さん 電話 0263-73-2241

① コーンプランタ タカキタ ジェットシーダー 使用年数2年



② 油圧式ロールカッター 使用年数4年



③ 大型換気扇 新品



④ 電動運搬車 500Kg 積



令和3年4月1日より死亡牛BSE検査手数料が変わります！

(現行) 4,500円 → 7,400円

補助単価の上限額も同額(7,400円)なので
牛所有者における実質的な負担はありません。

H31年に牛の対象月齢が、現行の96か月齢以上に引き上げられたため、検査対象頭数の減少を背景とした検査資材の値上げ等により、令和3年4月1日より1頭あたりの死亡牛BSE検査手数料を7,400円に変更します。

なお国事業(委託先:長野県畜産会)である「牛疾病検査円滑化推進対策事業」により牛所有者に支払われる補助金の上限額は同額(7,400円)となりますので、**実質的な負担は生じません。**

ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

◎PAG検査日の変更について

現在水曜日となっております検査日を4月より毎週火曜日に変更致します。
但し祝祭日の場合は翌日に実施します。
検査用サンプルは毎週火曜日の午前9時までに本所に到着分とします。



◎ 2月分支払乳代

項 目	単 価	摘 要	前年単価
① 共同計算単価	114.30円		113.51円
② 全農手数料	0.74円	全農長野取扱手数料	0.74円
③ 全農控除分	5.54円	(令和2年度乳代精算控除経費一覧表参照)	5.64円
④ 指導補導費控除分	1.30円	組合独自の控除	1.30円
⑤ 組織強化費控除分	0.7円	組合独自の控除	0.7円
⑥ 組合手数料	1.2%	差引乳代金×率	1.2%
⑦ 出荷総乳量		1, 137, 287kg	
⑧ 搾乳戸数			46戸

◎ 乳質・乳成分ペナルティー発生状況 (Bランク以下) 2月分 (戸数)

	乳脂肪分	無脂乳固形分	乳蛋白質	細菌数	体細胞数	合 計
上 旬	1	0	0	2	8	11
中 旬	0	2	0	1	7	10
下 旬	1	1	0	1	7	10
合 計	2	3	0	4	22	31

※ ペナルティー発生戸数 14戸

◎ 乳質・乳代精算の状況 2月出荷分乳代精算の結果は下記のとおりです。

	乳量 (トン)	乳質奨励 (千円)	奨励単価 (円/kg)	乳質減額 (千円)	減額単価 (円/kg)	差引金額 (千円)	差引単価 (円/kg)
東海計	25,648	59,751	2.33	10,955	0.43	48,796	1.90
長野計	6,655	15,678	2.36	2,978	0.45	12,701	1.91
南酪	1,137	2,762	2.43	491	0.43	2,270	2.00

◎ 月間良質乳ランキング分布表

良質乳総合得点	戸 数	乳 量
300点~200点	35	1, 027, 891kg
200点~100点	6	51, 486kg
100点以下	5	57, 910kg

【月間良質乳生産者上位10名 (2月分)】

・(有)北アルプス牧場	300点	・宇藤 友隆	280点
・萬谷 宏	300点	・伊藤 幸博	280点
・渡辺 俊夫	300点	・林 力三	280点
・小野寺 土菜	300点	・倉科 茂男	270点
・三井 亮	290点	・平林 雄二	270点
・佐藤 勝彦	280点	・丸山登志雄	270点

同点のため15名

・田中 敬	270点
・橋場 龍司	270点
・久保田隆弘	270点

② 良質乳増産対策事業

(内容)

設定した基準乳量に対して増産した乳量に奨励金を支払うものとする。東海酪連乳質評価プラスからマイナスを差し引いた評価額が年間合計でプラスの者を対象とする。

(期間) 令和3年度・令和4年度・令和5年度の3か年

また対象は3月から2月の事業年度とする。

(基準乳量) 令和3年度基準乳量は令和元年度、令和2年度の平均乳量とする。

③ 初妊牛導入対策事業

(内容)

組合経由により導入された乳用種初妊牛1頭に対し、県外20,000円、県内10,000円の導入奨励金を交付する。

(対象期間) 令和3年3月1日～令和4年2月28日

④ 後継牛確保対策事業

判別精液利用推進事業

組合経由で取り扱い及び販売された乳牛性判別精液購入金額(税別)の1/2以内とし、上限を5,000円以内/本とする。ただし、その他の事業と重複できないものとする。

(対象期間) 令和3年3月1日～令和4年2月28日

(限度本数)

一戸当たりの助成限度本数は成牛頭数(3月1日現在)の50%相当とする。

ただし、成牛頭数10頭未満の経営に対しては5本まで対象とする。

⑤ 飼養管理生産向上対策事業

(内容)

乳用牛の長寿連産性を高め生産効率の向上を図るため、牛群ドックをおこなう酪農家に対しその検査費用の1/2を助成する。ただし、その他の補助事業との重複はできないものとする。

(対象期間) 令和3年3月1日～令和4年2月28日

(助成限度) 年間一経営体2回までとする。

⑥ 災害対策非常電源等整備事業

(内容)

災害時の電力を確保するため非常用電源及び配電盤の整備を推進し、酪農生産基盤の維持を図る。非常用電源及び配電盤の整備を行った組合員に対し1戸当たり30,000円助成する。

(実施期間) 令和2年3月1日～令和4年2月28日